

デジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事については、小黑板情報電子化を実施することとし、実施しない場合は、監督職員の承諾を得ることとする。

小黑板情報電子化を実施する工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。

（１）対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、「港湾工事共通仕様書 1-2-9 写真管理 8.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

（２）デジタル工事・業務写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「港湾工事共通仕様書 1-2-9 写真管理 8.」による。

ただし、本工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

（３）小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、港湾工事共通仕様書及びデジタル写真管理情報基準(令和 5 年 3 月)に準ずるが、業務の場合においては調査職員からの指示又は協議等により業務写真の管理方法を決定している場合は、その限りではない。また、上記（２）に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準(令和 5 年 3 月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。信憑性確認の結果については、当面の間、「打合せ記録簿」等を介して提出を受けることとする。また、信憑性確認の結果は、別紙2に示す方法を参考に確認されたい。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(5) 読み替え規程について

本文中、業務の場合は「工事」を「業務」に、「監督職員」を「調査職員」に、「港湾工事共通仕様書 1-2-9 写真管理 8.」を「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査業務写真管理基準 1章総則 4」撮影方法」に、「工種」を「業務、調査」に、「港湾工事共通仕様書」を「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」にそれぞれ置き換えるものとする。